

「シェアリングエコノミー（共有経済）」

いよいよ本年6月15日、個人の住宅等を利用して宿泊事業を行う、いわゆる「民泊」に関する法律である「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が施行されます。民泊に限らず、建物や自動車、衣服などの個人の資産を複数の人間で共同利用する「シェアリングエコノミー」という言葉をよく聞くようになりました。

1. 「シェアリングエコノミー」とは？

シェアリングエコノミーについて、一般社団法人シェアリングエコノミー協会は「場所・乗り物・モノ・人・お金などの遊休資産をインターネット上のプラットフォームを介して個人間で貸借や売買、交換することでシェアしていく新しい経済の動き」と定義しています。レンタカーなど、これまでも一つのモノを複数の人が使用する仕組みはありましたが、インターネットやスマートフォン（スマホ）の発展・普及により「個人間」でシェアしていくことが特徴といえます。少子高齢化の進展の下、限られた資産を有効利用することは「地方創生」「1億総活躍」など、政府が掲げる経済活性化策に貢献すると考えられるほか、「民泊」は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックなど訪日インバウンドの急増による「バックパッカー」の安価な宿泊施設ニーズにも対応するものといえます。

2. 5つのカテゴリー

シェアリングエコノミーについて、同協会は下表のとおり大きく5つのカテゴリーに分けています。

カテゴリー	対象物、概要など	サービス例
「空間」	建物、部屋、農地、駐車場、会議室などの共同使用	Airbnb(エアビーアンドビー) 軒先パーキング
「モノ」	フリマ、レンタルサービスなど	mercari(メルカリ) mecacari(メチャカリ)
「移動」	カーシェア、ライドシェア、コストシェア（費用分担）など	UBER(ユーバー) Lyft(リフト) notteco(ノッテコ)
「スキル」	家事、介護、育児などの代行、知識提供など	AsMama(アズママ) Lancers(ランサーズ)
「お金」	クラウドファンディング	maneo(マネオ) クラウドバンク

一般社団法人シェアリングエコノミー協会「シェアリングエコノミーについて」より

3. 今後の課題

民泊については、ゴミを散らかすなど利用者がマナーを守らず、近隣住民とトラブルになる問題が以前から発生しています。また、施設提供日数について同法は年間180日を上限と定めていますが、制限日数を超えた違法な稼働なども考えられます。

ライドシェアについて、個人の自動車を使用した旅客運送は、いわゆる「白タク」として道路運送法違反となる可能性があります。一方、伊達市は富士通と協力して、遊休車両を有効活用した送迎サービスの実証実験を本年2～3月に行いましたが、少子高齢化・過疎化が進む地方において、交通手段の確保が難しい高齢者支援策としてライドシェアのような仕組みは重要な役割を果たすことが考えられます。

わが国においてもシェアリングエコノミーはこれから本格化していくものと思われませんが、そのための法整備と適切な運用、さらには規制緩和などがますます求められると考えます。

閑話ひとつ

- ▶ テレビを見ていて、番組中のCMの入り方が気になることがあります。「いいところになるとCMが入る」「CMの前後で同じ場面が繰り返される」などはよく聞きますが、私が気になるのは番組の後半になるとCMが入る間隔が短くなることです。
- ▶ 最初はそんなことはないのですが、番組の終盤、クライマックスに近づくと、5分間隔はざらで、CMとCMの間に数秒だけ番組に戻る、なんていうすごいものもあります。
- ▶ 視聴率競争が激しいテレビ界ではスポンサーの意向も大事でしょうし、民放はCMがあるからこそタダで見られることもわかっているのですが、あまり頻繁にCMが入ると見る気が失せて、テレビを消してしまうこともしばしば…。何とかありませんかねえ？
- ▶ ところで、私の記憶に今も鮮明に残る福島のローカルCMがあります。名優・人見明が「なぐな、やっから」「ふたっつみっつ、やっか？」などとうそぶく、昭和40年頃の「あられ」のCMです。ア～アアアア～♪まさに昭和の「珠玉」のあのCM、もう1回やって～!! (MS)